

一般廃棄物処理施設維持管理に関する計画

1. ごみ質及び排ガスの測定頻度に関する事項

項目	測定頻度	国の基準	自主基準
ごみ質	年4回以上	—	—
排ガス	ばいじん	0.08g/m ³ N	0.01g/m ³ N
	硫黄酸化物	2930ppm	20ppm
	塩化水素	430ppm	50ppm
	窒素酸化物	250ppm	50ppm
	ダイオキシン類	年1回以上	1ng-TEQ/m ³ N

※測定頻度は、昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」及びダイオキシン類対策特別措置法第28条によります。

2. 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	自動制御装置により、ごみ投入は適正に制御され、処理能力以上の投入はしません。
二 焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみピットは、受入・積み替え・投入のために十分な容積を有しており、ごみクレーンにより、均一に混合します。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態でを行い、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	ごみ供給口はごみ投入ホッパ・シュート内のごみ自体により外気と遮断され、給じん装置により、定量ずつ連続的にごみを溶融炉に投入することができます。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	摂氏800度以上に保つよう常時自動監視制御されます。
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	溶融スラグ化により、熱しゃく減量は0%になります。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。

チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	ガス冷却設備（廃熱ボイラ、減温塔）により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を 200 度以下に冷却します。
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	廃熱ボイラ等にたい積したばいじんは、排出装置を設けることにより、連続的に除去します。
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	一酸化炭素濃度が 30ppm 以下となるようごみを焼却します。
ロ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
ハ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の濃度が 0.1ng-TEQ/N m ³ 以下となるようにごみを焼却します。
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。
コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
ク 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当しません。
ケ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ばいじんの内集じん飛灰は薬剤混練処理し、飛灰バンカに貯留します。 これ以外のばいじん及び灰、不燃物等は溶融し、スラグ及びメタルになり各々貯留します。
コ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ばいじん及び灰、不燃物等の温度をその融点以上に保ちます。

<p>ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>混練装置により、ばいじんと薬剤、水を均一に混練します。</p>
<p>二(ナ)～九</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>ごみはごみピット内に納め、燃焼用空気をごみピット内より吸引することにより、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。また、投入扉付近に防臭剤を噴霧することにより悪臭を抑制し、自動出入口扉及びエアーカーテンによりプラットフォームからの悪臭を防止します。</p>
<p>十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>清掃を励行するなど、構内の清潔を保ちます。</p>
<p>十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>できるかぎり低騒音・低振動の機器を採用し、騒音、振動を発生する機器は原則として屋内設置とし、必要に応じて吸音・防振対策を行います。</p>
<p>十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>場内にて全量循環再利用します。(場外放流はしません)</p>
<p>十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>行います。</p>
<p>十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>行います。</p>
<p>十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。</p>

3. 一般廃棄物処理施設の維持管理について

施設の維持管理については、日常点検、定期点検、定期補修工事に大別され、施設の能力を十分発揮させ、効率良く、安全に操業するためのものです。

1) 日常点検

目視による各設備の漏洩、振動、異常音、発熱、レベル等の監視や巡回点検を行い、早期に異常を発見し、速やかに処置します。

2) 定期点検

腐食、磨耗、詰まり等の日常点検ではできない設備の詳細な点検、清掃、補修を行い日常点検にて発見された異常についても完全にします。

また、1年に1回、施設を全停止して、設備の詳細な点検、清掃、補修を行います。

3) 定期補修工事

炉内の耐火物の補修や、機械設備、電気設備等の補修を計画的に行います。